

# 令和3年度 さいたま市立宮原小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立宮原小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高めるために、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの未然防止及び早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 いじめの早期解決に向けて、当該児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 7 いじめの加害児童には、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校と家庭が連携・協力して事後指導・支援にあたる。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少な

くとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的： 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 役割： 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### 【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

- (3) 構成員： 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、PTA会長、宮原児童センター館長、社会福祉協議会会長、青少年育成宮原地区会会長、主任児童委員、防犯ボランティアリーダー、交通指導員、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、医師、弁護士、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

(4) 開催：

ア 定例会（年3回開催）

イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内 容：

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

**2 宮原小みんなでスマイル委員会**

- (1) 目 的： いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員： 児童会会長、児童会副会長、児童会書記
- (3) 開 催： 年3回程度
- (4) 内 容：
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。

**V いじめの未然防止**

**1 日々の授業の充実**

- 基礎的・基本的事項の確実な定着と個に応じた指導により、児童が生き生きと学ぶ授業を展開する。
  - ・ 少人数指導等による個に応じた指導方法の工夫
  - ・ 学校課題研究の成果を生かした「分かる授業」の実施

**2 道徳教育の充実**

- (1) 教育活動全体を通して
  - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
  - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画に基づき授業を実施する。
  - 気持ちよく学校生活を送るため、あいさつがしっかりできるよう指導する。
  - くつのかかをと踏まないよう徹底するとともに、下駄箱のくつのかかをとそろえるよう指導することを通して、基本的生活習慣の確立を図る。
- (2) 道徳の時間を通して
  - 重点項目として「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上

げて指導する。

### 3 小・中一貫教育の推進

関係小・中学校との連携を強化し、児童生徒のみならず教職員の人間関係も併せて構築していく。

- (1) 「宮原中学校区小・中一貫教育研究推進連絡会」の開催  
4・12・1月開催  
組織… 校長・教頭・教務（主幹）・研究推進委員
- (2) 教職員の合同研修会の開催  
7・12月開催
- (4) 「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムの活用・実践
- (5) 教職員による相互授業参観
- (6) 兼務発令教員等による小学校教諭とのTT授業
- (7) 小・中合同あいさつ運動
- (8) つぼみの日
- (9) 生命尊重教育（いのちの支え合いを学ぶ授業・保健学習）
- (10) 行事交流（体育祭等）

### 4 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
  - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・ 校長等による講話
  - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

### 5 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
  - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
  - 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
  - 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
  - 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

## 6 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施： 1～6年生 2学期終了までに行う。

## 7 メディアリテラシー教育を通して

- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：2学期予定（5年生）
- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

# VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

## 1 日頃の児童生徒の観察

- (1) 健康観察： 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中： 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている、席替え 等
- (3) 休み時間： 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食： 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 掃除： 机等を運ぶ際、独りぼっち 等
- (6) 登下校指導： 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

### ○ 早期発見のポイント

- ・ 児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

- (7) 教職員間の連携： 保健室利用状況、教育相談室利用状況、図書室利用状況 等

## 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施： 4月・9月・1月（年3回以上） ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果： 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用： アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
面談した児童について記録をとり、学年・学校全体で情報共有する。必要に応じて、ケース会議を開く。
- (4) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

## 3 簡易アンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施： 7月・12月・3月
- (2) アンケート結果： 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用： アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
面談した児童について記録をとり、学年・学校全体で情報

共有する。必要に応じて、ケース会議を開く。

(4) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

#### 4 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 毎月の生徒指導部会（いじめ対策校内委員会）にて、各クラスのいじめに関わる状況を報告、情報共有を行う。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

#### 5 個人面談、教育相談日の実施

(1) 年1回、5月に個人面談を実施する。

(2) 年11回（8月を除く）、教育相談日を設定する。

(3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

① 教育相談だよりの発行

② 教育相談室の充実

#### 6 地域からの情報収集

(1) 民生委員・主任児童委員： 定期連絡会で情報収集を行う。

(2) 防犯ボランティア： 防犯ボランティア会議（年3回）で情報収集を行う。

(3) 学校評議員： 学校評議員会（年2回）で情報収集を行う。

(4) 学童： 学童連絡会（年2回）で情報収集を行う。

(5) 保護者： 学校公開（年2回）、授業参観・学級懇談会（年4回）で情報収集を行う。

(6) PTA： PTA運営委員会（月1回）情報収集を行う。

(7) チャレンジスクール関係者、図書ボランティア： 活動時に情報収集を行う。

### VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

また、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、… 集約された情報をもとに、組織的な対応の全体指揮を行う。  
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、… 情報を集約し、校外の関係機関との連絡・調整を図る。
- 教務主任は、… 情報を集約し、校内の関係者間の連絡・調整を図る。
- 担任は、… 事実の確認のため、情報収集を行う。  
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。  
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

- 学年担当は、… 担当する学年の児童の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
校長（教頭）に報告する。
- 学年主任は、… 担当する学年の児童の情報収集を行う。  
担当する学年の情報共有を行う。  
校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、… 児童の情報を把握できる体制づくりをする。  
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。  
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、… 教育相談室への来室状況を確認し、問題の背景となる事実がないか、  
情報収集を行う。  
当該児童の心のケアの連絡調整を行う。  
さわやか相談員、スクールカウンセラーとの連携。
- 特別支援教育コーディネーターは、… 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情  
報収集を行う。
- 養護教諭は、… 保健室への来室状況や欠席状況を把握し、児童の心に寄り添い、教職員と  
連携して情報収集や必要な支援を行う。
- さわやか相談員は、… 児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、… 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、  
児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、… 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直  
ちに学校と連携する。
- 地域は、… いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情  
報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて  
いる疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」  
（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライ  
ン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市い  
じめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。
- 重大事態について
  - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
  - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応や特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) いじめ防止基本方針の周知徹底： 4月の職員会議で職員に周知徹底する。
- (2) 企画委員会、職員会議での毎月の報告  
必要に応じて各学年より配慮を要する児童の様子の情報交換を行う。

### 2 校内研修

- (1) 学校課題研修
  - 授業規律の徹底、指導法の改善、教材研究を通して「分かる授業」を行うことに努める。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - 児童理解研修： 1学期（7月）と2学期（12月）に特に配慮を要する児童についての情報交換・共通理解を図り、その後の指導に役立てる。
  - 夏季休業中に生徒指導に係る伝達研修（いじめ・長期欠席・緊急対応）を行う。



## **X PDCAサイクル**

より実効性の高い、いじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、生徒指導部会・教育相談部会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

### **1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定**

(1) 検証を行う期間： 年度末とする。

### **2 いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）**

(1) 7月：第1回児童理解研修

(2) 8月：生徒指導に係る伝達研修

(3) 7・8月：特別支援教育、国際教育、人権教育に係る研修

(4) 12月：第2回児童理解研修

